

**介護認定の情報提供等に係る事務手続きの変更
について**

みよし広域連合介護保険センター

令和7年6月27日

1 介護保険被保険者証及び負担割合証の取り置きの変更

(1) 申請書の提出期限・・・別紙1のP1

- 変更前：認定審査会翌日まで
- 変更後：認定審査会の翌々日の介護保険被保険者証を発送する16時まで

※ただし、業務の都合により早めに発送処理する場合がありますので、**認定審査会の翌々日に提出する場合は、早めの提出を心がけてください。**

(2) 受取り日時・・・別紙1のP1

- 変更前：申請書を提出した日の翌々日13時以降
- 変更後：認定審査会の翌々日13時以降

※詳細は別紙2のP2のとおりです。

2 情報提供資料の申請（交付）等の変更点

（１） 申請書の様式・・・別紙１のP2

○変更後：別紙３

※必要事項を記載のうえご提出ください。なお、**未記載箇所や記載事項に誤りがあった場合は受付けできません**ので予めご了承ください。

（２） 申請書の提出時期・・・別紙２のP4

○変更なし

※**介護保険被保険者証の介護度及び居宅介護支援事業所名称欄を必ず確認して提出**ください。

なお、申請書の提出可能な時期については、**最速で認定審査会の翌々日13時以降（被保険者証取り置きの場合）**であり、郵送の場合は**認定審査会の3日目以降**となります。

(3) 申請（交付）場所

- 変更前：介護保険センター
- 変更後：介護保険センター＋別紙1のP3

※三好市及び東みよし町の協力を得て、一定条件の下、介護保険センター以外の申請（交付）場所が増えています。

(4) 申請から交付までの期間

- 変更前：申請書を提出した日の翌々日の13時以降
- 変更後：別紙1 P1の2、別紙1 P4（3）

※介護保険センター、三好市、東みよし町で運用が異なりますのでご注意ください。

(5) 添付書類・・・別紙1のP2の3

- 変更前：(任意) 契約書など契約の状況が分かる書類の
写しを添付
- 変更後：(必須) 契約書など契約の状況が分かる書類の
写しを添付

※介護保険施設及び居宅サービス事業所のみとなります。

※契約年月日、利用者の氏名、**事業所(法人名)**が記載されている範囲について提出してください。

(6) 受領者の範囲・・・別紙1のP4(4)

- 変更前：同一法人の職員まで可能
- 変更後：同一事業所の職員

次項(7)の情報提供受領予定者名簿に記載のない職員には交付できませんのでご注意ください。

(7) 受領者の本人確認・・・別紙1のP4(4)

○変更前：顔写真有のものは1点、顔写真無のものは2点、予め事業所単位で職員証等のコピーを提出している場合は不要。

○変更後：情報提供受領予定者名簿（別紙4）及び事業所の職員であることが分かる書類（職員証等）を事前に介護保険センターに提出。

※三好市及び東みよし町の庁舎等で情報提供資料の交付を受け
る場合は、顔写真有のもの1点（運転免許証、介護支援専門員
証等）を提示していただきます。

令和7年7月1日から情報提供が必要な場合は、**令和7年6月
27日（金）までに情報提供受領予定者名簿（別紙4）を提出
ください。**この名簿が提出されていない場合は、三好市及び東
みよし町の庁舎等で情報提供資料の交付を受けることができま
せん。

3 運用の変更日

令和7年7月1日（火）

4 問い合わせ窓口

みよし広域連合介護保険センター

担当：認定係

電話：0883-76-0030

※運用の変更に伴う問い合わせについては、介護保険センター
で対応いたします。